

年 発 0 8 0 3 第 1 号
令 和 2 年 8 月 3 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長
(公 印 省 略)

厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第147号。以下「本省令」という。）が本日公布され、同日施行されたので通知する。

本省令の改正の内容については下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては、貴機構において周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第一 改正の概要

按分割合を定める審判等が長期化し、離婚等の日の翌日から2年を経過した日後に当該審判等が確定した場合などにおける厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第78条の2第1項の規定による標準報酬改定請求について、当該審判等が確定した日の翌日から起算して6月を経過する日までの請求を可能とすること。（厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第78条の3第2項関係）

第二 施行期日等

本省令は公布の日から施行し、改正後の厚生年金保険法施行規則の規定については、施行の日以降に按分割合を定める審判等が確定した場合における標準報酬改定請求について適用すること。

年 発 0 8 0 3 第 2 号
令 和 2 年 8 月 3 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
（公印省略）

厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第147号）が本日公布され、同日施行されたため、別紙のとおり日本年金機構理事長あて通知したところであるので、貴職におかれても御了知願いたい。

また、貴管内各市町村への周知方よろしく取り計らわれたい。

(別紙)

年 発 0 8 0 3 第 1 号
令 和 2 年 8 月 3 日

日本年金機構理事長 殿

厚生労働省年金局長
(公印省略)

厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について (通知)

厚生年金保険法施行規則の一部を改正する省令 (令和2年厚生労働省令第147号。以下「本省令」という。) が本日公布され、同日施行されたので通知する。

本省令の改正の内容については下記のとおりであるので、その内容につき御了知いただくとともに、実施に当たっては、貴機構において周知徹底を図り遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第一 改正の概要

按分割合を定める審判等が長期化し、離婚等の日の翌日から2年を経過した日後に当該審判等が確定した場合などにおける厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号) 第78条の2第1項の規定による標準報酬改定請求について、当該審判等が確定した日の翌日から起算して6月を経過する日までの請求を可能とすること。(厚生年金保険法施行規則 (昭和29年厚生省令第37号) 第78条の3第2項関係)

第二 施行期日等

本省令は公布の日から施行し、改正後の厚生年金保険法施行規則の規定については、施行の日以降に按分割合を定める審判等が確定した場合における標準報酬改定請求について適用すること。